# 育児・介護休業等に関する労使協定

　◯◯株式会社と△△事業所労働者代表○○○○は、育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

1. 事業所長は、次の従業員から１歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その

申出を拒むことができるものとする。

一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から１年（１歳６か月までの育児休業及び２歳までの育児休業の場合は、６か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第２条　事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について）

第３条　対象となる従業員は、勤務時間9 時～ 17 時45 分の従業員とする。

２　取得の単位となる時間数は、始業時刻から３時間又は終業時刻まで４時間45 分とする。

３　休暇１日当たりの時間数は、７時間45 分とする。

（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第４条　事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるもの

とする。

一　入社６か月未満の従業員

二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

★子の看護休暇、介護休暇を半日を単位として取得することが困難と認められる従業員については、労使協定により適用除外とすることができます。

定により適用除外とすることができます。

（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第５条　事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社６か月未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員）

第６条　事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第７条　事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるも

のとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　1 週間の所定労働日数が２日以下の従業員

★育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員について、このほかにも一定の範囲で規定することができます。

（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第８条　事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　1 週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（従業員への通知）

第９条　事業所長は、第１条から第２条及び第４条から第８条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

（有効期間）

第10 条　本協定の有効期間は、平成◯年◯月◯日から平成◯年◯月◯日までとする。 ただし、有効期間満了の１か月前までに、会社、労働者代表いずれからも申出がないときには、更に１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

★上記のような労使協定を締結することにより、育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、所定外労働の制限、短時間勤務の対象者を限定することが可能です。

　　　　　　　　　　　　平成◯年◯月◯日

　　　　　　　　　　　　　　◯◯株式会社

代表取締役 　◯◯◯◯　　　　　印

 ○○株式会社△△事業所

　　労働者代表　◯◯◯◯　　　　　印

★労使協定は事業所単位で行われるものです。この協定については、労働基準監督署長への届出は不要です。

★労使協定とは、事業所ごとに労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者と事業主との書面による協定をいいます。